

平成24年第3回愛荘町議会臨時会会議録

**議事日程(第1号)**

平成24年7月19日(木)午後1時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第52号 愛荘町通園バス使用料条例の制定について  
日程第 4 議案第53号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算(第3号)  
日程第 5 議案第54号 財産の取得につき議決を求めることについて  
愛荘町総合行政システム更新事業(物品)
- 

**本日の会議に付した事件**

- 日程第1から日程第5まで議事日程に同じ  
追加日程第 1 議提第6号 辞職勧告決議
- 

**出席議員(16名)**

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 徳田文治君  | 2番 嶋中まさ子君  |
| 3番 森隆一君   | 4番 吉岡  兪子君 |
| 5番 城貝増夫君  | 6番 河村善一君   |
| 7番 伊谷正昭君  | 8番 瀧  すみ江君 |
| 9番 小杉和子君  | 10番 西澤久仁雄君 |
| 11番外川善正君  | 12番 村木嘉博君  |
| 13番 竹中秀夫君 | 14番 高橋正夫君  |
| 15番 本田秀樹君 | 16番 辰己  保君 |

**欠席議員(なし)**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 町 長 村西俊雄君   | 副 町 長 宇野一雄君 |
| 教 育 長 藤野智誠君 | 理 事 細江新市君   |

主 監	林 定信君	総務主監	福田俊男君
主 監	北川孝司君	収納管理主監	辻 善嗣君
住民福祉主監	杉本幸雄君	農林建設主監	山田清孝君
教育次長	村西作雄君	主 監	國領順子君
会計管理者	西川都々子	総務課長	小杉善範君
教育振興課長	青木清司君		

---

#### 事務局職員出席者

議会事務局長	徳田幸子	書 記	小泉周子
--------	------	-----	------

開会 午後1時00分

**◎開会の宣告**

**○議長（本田秀樹君）** 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しております。よって平成24年第3回愛荘町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

---

**◎開議の宣告**

**○議長（本田秀樹君）** これより本日の会議を開きます。

---

**◎議事日程の報告**

**○議長（本田秀樹君）** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**◎趣旨説明**

**○議長（本田秀樹君）** 町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

**○町長（村西俊雄君）** 本日、ここに平成24年第3回愛荘町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙中にも関わりませず早朝よりご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。大変な猛暑の到来でありますけれども、熱中症にならないよう、住民の皆さん共々気をつけてまいりたいというふうに思っているところでございます。

さて、今臨時会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

全部で3案件でございますが、その1つ、条例制定議決案件につきましては、議案第52号 愛荘町通園バス使用料条例につきまして、現在、愛知川幼稚園・秦荘幼稚園それぞれで運行いたしているところでございますが、この通園バスを統一した方法で、安心して子どもたちが通園できる体制を取りたいということから、バスの整備また運行方式等を検討してまいったところであります。このたび、通園バスの使用料について条例の制定をお願いするものであります。

次に補正予算ですが、議案第53号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算につきましては、確定申告に伴う予定申告納付分の還付金および加算金の追加をお願いするものであります。これは、予定納税されました法人の税を還付するというものでございます。

次に議案第54号 財産の取得についてでございますが、愛荘町総合行政情報システム更新事業に伴う物品の購入契約の締結について議決をお願いするものでありますが、コンピュータシステムについて耐用年数5年と一般的に決められているところでございますが、今般このシステムの更新を行う、その中のハード部分の購入契約の締結について、議決をお願いしようとするものでございます。

以上、第3回愛荘町議会臨時会に提案させていただいたところでございます。慎重なご審議のうえ、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案趣旨の説明とさせていただきます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（本田秀樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番 外川善正君、6番 徳田文治君を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（本田秀樹君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日の1日のみと決定しました。

---

### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第3、議案第52号 愛荘町通園バス使用料条例の制定についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育次長。

〔教育次長 村西作雄君登壇〕

○教育次長（村西作雄君） 議案書1ページ、議案第52号 愛荘町通園バス使用料条例について、ご説明いたします。説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

愛荘町通園バス使用料条例を制定する理由でございますけれども、合併から現在まで愛知川幼稚園は業者運転による持ち込みバスで運行し、秦荘幼稚園では町保有の幼児専用バスをシルバー人材センターに運行委託しているものでございます。また、秦荘幼稚園の幼児バスは平成7年8月の導入から16年、この8月でもって丸17年経過しており、経年劣化の状況でございます。

このため、両園の通園バスを統一したバス仕様と運行方式にするとともに、経費の削減と安全性の確保から、通園バスをリースし、業者による運行を行うこととしてているものでございます。

月額の使用料につきましては、燃料費相当分を利用者負担いただくとするもので、このため「愛荘町通園バス使用料条例」を制定し、本年9月1日から施行するものでございます。

議案書にお戻りをいただきたいと思えます。条例の内容でございますけれども、第1条では「趣旨」をうたわせてもらっておりまして、第2条に「使用料」として定めさせていただいているものでございます。月額の使用料一人当たり1,000円ということでございます。

3条では「使用料の納付」についてうたわせてもらっておりまして、通園バスの使用料は、定められた日までに納付しなければならない。ただし、幼稚園が全月にわたり休業の月（8月）、または園児が全月を欠席したときは、その月分の使用料の納付は要しない。すなわち年金11月の使用料をいただくものでございます。

第4条では「使用料の免除」をうたわせていただいております。1,000円の使用料は、「教育委員会規則で定めるところにより免除することができる」としております。

5条は「委任」というようなことでうたわせてもらっております。

付則としまして、この条例は平成24年9月1日から施行するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番、辰己 保君。

**○15番（辰己 保君）** 15番、辰己。関連的になるわけですが、通園バス、幼稚園に対して、それで同じ教育委員会ですので小学校の通学バスについての考え方について、答弁をいただきます。

**○議長（本田秀樹君）** 教育次長。

**○教育次長（村西作雄君）** この条例につきましては、幼稚園の両通園バスに係る条例として定めさせていただいておまして、小学校の通学に使っていただいているバスについては別というふうに考えております。

**○議長（本田秀樹君）** ほかにありませんか。15番、辰己 保君。

**○15番（辰己 保君）** 考え方を求めているので、云々ではなくて、だから関連質問で、同じ教育委員会の管轄にある同じバスをどのように考えているかを聞いているわけで、この議案についてやっているわけではない。再度言っていただきたいと思えます。

それで、あえて答弁をしなかったということで、全員協議会の席上でお聞きしました。すると、通学バスについては旧の愛知川当時、かなり前の協定をもとに無料にしているということであります。しかし、時代の進展、またこうした通園バスについても無料から有料に変化をするということに乗じて、小学校の通学バスについても何らかの検討をなされるように提言を申し上げておきます。

**○議長（本田秀樹君）** ほかに質疑はありませんか。12番、瀧 すみ江君。

**○12番（瀧 すみ江君）** 12番、瀧 すみ江。これも全協で説明がありましたが、本会議の場でもお答え願いたいと思えます。

第4条ですけれども、「教育委員会規則で定めるところ」ということで、少し前に幼稚園児の保護者の方に説明をしていたときは、2子目は半額、そして3子目は無料となったわけですが、そのことについて今回はどのようになるのか。

そして、保護者の対しての説明は、もう文書を持って「これで決まりました」と言うてしかできないと思うのですけれども、その説明責任はどのようになるのかについて、答弁をお願いします。

**○議長（本田秀樹君）** 教育次長。

**○教育次長（村西作雄君）** お答えいたしたいと思えます。ただいま、第4条と言いますと使用料の免除についてのご質問だと思います。「教育委員会規則で定めるところにより免除することができる」というふうになっておまして、考え方としまして、愛荘町通園バス使用料条例施行規則というものを教育委員会で審議をいただく予定をしております。

基本的な考え方としまして、使用料の免除というところで、どのような人がという中で、「生活保護を受けている者およびこれに準ずるものの園児は、全額を免除する

ものとする」というふうにうたわせてもらっております。

それと、2点目の保護者への説明会、今まで昨年から延べ10回開催させていただきました。その仮名で、6月の説明会で教育委員会の基本的な考え方として、月額1,500円というような説明をさせていただきました。その節に、保護者の年長・年少2人おられる方もおられますので、一時に大きな金額になるということで、1,500円で説明させていただいていた当時、2子目は半額、もし3子目がおられたら3子目は全額免除、そのような説明をさせていただいたところでございます。

今回、使用料として月額1,000円という提案をさせていただきました。このことで当初の説明と食い違うというようなことでございますけれども、1,500円の場合、2子目がおられました1世帯で2,250円のご負担をいただくということになるわけでございます。今回、その免除につきましては、2人目減免はしないという方向でございますけれども、2子おられて2人とも利用されるとなると、月額2,000円負担というようなことになりまして、1,500円当時の減免内容と、1,000円の全員ということになっても、より負担が軽くなるというような考えでございます。

ご承知のように、保護者につきましては9月から希望者は乗っていただくということで、この夏休み中に乗車の希望を取る必要がございます。そういった形で、説明会を開いてということについては時間的に難しく思います。本日議決をお願いいたしました内容について、できるだけ早く園児の保護者の皆様に文書で通知をさせていただいて、9月からの大勢に万全を期したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（本田秀樹君）** 12番、瀧 すみ江君。

**○12番（瀧 すみ江君）** 12番、瀧 すみ江です。2子目のことだけを言われたわけです。今回の1,000円という使用料の場合ですが、1,500円の時は3子目のことも問題にされていたわけですが、3子目となると3,000円ということになりまして、1,500円の場合から言えば高い金額を払わないといけないということになります。そのことについてはどう考えるのかということについて。

そして、さほどの質問では保護者への説明責任をどういうように果たすのかということをお聞きしておりますが、文書で決まっことを伝えるだけでは、説明責任は果たせないと考えますが、それについてもう一度、再度答弁をお願いします。

**○議長（本田秀樹君）** 教育次長。

**○教育次長（村西作雄君）** ご案内のように、確かに3子がおられたら3,000円ということで、当初の1,500円当時の説明とは変わるわけですが、現在、3子ということになりますと双子さんともう1人とかいう、今2年幼稚園でございまして、そういった例になろうと思います。

今現在、年子さんで両幼稚園に通っておられる方が愛知川幼稚園で12人さんで6世帯、秦荘幼稚園で4人で2世帯でございまして。この愛知川幼稚園の12人さんのうち現在バスを利用されているのが6人、秦荘幼稚園の場合は4人とも利用されているということでございまして。3子目というような例は極めてまれでございまして、そういったことについてはあまり、数年に1回とかそういった形での話かなと思います。そのためというとは何ですが、現在の考え方としては2子いて2人が年長・年少に通っておられる方、あるいは双子さんが1学年というような例でございまして、当初の説明よりは安い負担でお願いできるのではないかなと思っています。

それと、説明責任のお話をいただきましたけれども、基本的には当初2,000円から1,500円と言う説明もずっとさせてもらっていて、今回1,000円という形で示させていただきますので、保護者の皆様にとりましては、文書でもって通知をしたにおいても説明という形での責任はできるというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

**○議長（本田秀樹君）** 12番、瀧 すみ江君。

**○12番（瀧 すみ江君）** 12番、瀧 すみ江です。これは、このことについてのそのものではありませんので、今のことに続いての質問ですが、この議案そのものというわけではないので、関連になろうかと思っておりますけれども、1,500円の際は2子目・3子目の減免しようと思っていた。しかし、1,000円になったらそれを取りやめる。それはとても同意の得られないこと、納得のいかないことだと思います。保護者にとってもそういうことになると思っておりますので、今は無料なわけですので、やはり少しでも保護者の負担の少なくなる方向に、今後協議をしていただきたいということをお求めしますので、答弁をお願いします。

**○議長（本田秀樹君）** 教育次長。

**○教育次長（村西作雄君）** 先ほど説明をさせていただきましたが、今まで10回の説明会をさせていただきました。両園から出ていた保護者の意見でございしますが、たまたま自分のところは年子なので、2子目は半額になる。けれども、も



う一方のおうちは1年空いているばかりに年子とならずに、また新たに決められた月額を払わせてもらう。これについては、結局、年子さんのおうちだけが減免されて、1歳空いている、2歳空いている子については全然その恩恵がない。それもいかなものかという意見が両幼稚園で出たわけでございます。

私ども当初から使用料については、バスの経費がこれだけかかって、これだけの経費を出している中で、ましてや愛知川幼稚園の場合は約半数しか乗っておられない。そのような中であって全額それを町費で支出しているのはいかなものかというような中での議論の中で、今回、使用料を徴収させていただくというようなことに至ったわけございまして、それについてはそのような保護者の意見、そして2,000円・1,500円の時に保護者への説明をさせていただいた中で、もうちょっと安くならないのかというような子育て世代の切実な願いも聞かせてもらいました。そういった声を受けて今回の提案でございますので、議員におかれましてもご理解をいただきますようお願いいたします。

**○議長（本田秀樹君）** ほかに質疑はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** これで質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第52号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（本田秀樹君）** 全員賛成です。よって、議案第52号 愛荘町通園バス使用料条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（本田秀樹君）** 日程第4、議案第53号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務主監。

**○総務主監（福田俊男君）** 議案書の2ページをお願いいたします。議案

第53号をご説明させていただきます。平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億5,303万円にするものでございます。

事項別明細書の5ページをお願いしたいと思います。

この補正予算につきましては、法人住民税の確定申告に伴いまして、景気低迷等による予定申告の部分の還付金および還付加算金の追加によります歳入歳出の調整をさせていただきますものでございます。

まず歳入でございますが、財源調整といたしまして前年度繰越金1億500万円の追加でございます。次に歳出でございますが、総務費賦課徴収費につきましては、法人町民税において今回、主要法人1社の確定申告によりまして、予定申告納付分の還付が生じまして、法人税額および還付加算金合わせて1億500万円を追加するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第53号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（本田秀樹君）** 全員賛成です。よって、議案第53号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（本田秀樹君）** 日程第5、議案第54号 財産の取得につき議決を求めることについて 愛荘町総合行政情報システム更新事業(物品)についてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。北川管理主監。

**○管理主監（北川孝司君）** 議案書6ページをご覧くださいと思います。議案第

54号 財産の取得につき議決を求めることについてを説明させていただきます。

財産の取得につき議決を求めることについて、次のように財産を取得することにつき、地方自治法第96条第1項第8号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるものでございます。

- 1 取得の目的 平成24年度物品 第46号  
愛荘町総合行政情報システム更新事業（物品）
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得金額 6,405万円
- 4 取得の相手方

住所 京都府京都市上京区千本通り元誓願寺上る南辻町369番地の3

氏名 株式会社 ケーケーシー情報システム

代表取締役 西垣 亨

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第54号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

**○議長（本田秀樹君）** 全員賛成です。よって、議案第54号 財産の取得につき議決を求めることについて 愛荘町総合情報システム更新事業（物品）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時30分

再開 午後1時40分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** 異議なしと認めます。よって、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎議提第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（本田秀樹君）** 追加日程第1、議提第6号 辞職勧告決議を議題にします。

竹中議員については、除斥対象とみなされますので、除席を求めます。

〔竹中秀夫議員 除斥〕

**○議長（本田秀樹君）** 議提第6号について、提出理由の説明を求めます。15番、辰己 保君。

〔15番 辰己 保君登壇〕

**○15番（辰己 保君）** 辞職勧告決議を提案申し上げます。

議提第6号

愛荘町議会議長 本田秀樹殿

提出者	愛荘町議会議員	辰己 保
賛成者	同	瀧 すみ江
賛成者	同	小杉 和子
賛成者	同	嶋中まさ子
賛成者	同	外川 善正
賛成者	同	徳田 文治

#### 辞職勧告決議

上記の議案を、地方自治法第112条及び愛荘町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

#### 辞職勧告決議

「決議文」

竹中秀夫議員の議員辞職を求める。

「趣旨」

平成18年12月に摘発された競争入札妨害事件は、平成17年6月24日に執行

された旧愛知川町下水道工事入札に際し、旧愛知川町助役と業者3社などが競争入札妨害を行ったとして有罪が確定した。競争入札妨害事件は、業者3社への刑事告発であったが、当時の記録（供述調書）では競争入札談合は業者5社で行われていたことが明白となり、愛荘町民300人余が原告として5業者に対し「損害賠償請求」を大津地裁に提訴した。

損害賠償請求裁判は、平成22年7月1日、大津地裁において「5業者に競争入札妨害談合を認め、損害額は落札価格の18%から一部弁済金を差し引いた5,383万円とする」判決をした。その後、一部の業者が大津地裁の判決を不服として大阪高裁に上告した。大阪高裁は、平成23年3月25日、「大津地裁の判決を支持する」判決をした。被告人らは上告しなかったことにより、大津地裁の判決が確定した。

損害賠償請求は、被請求人に対し行われた結果、去る4月28日において1業者を除くすべての被請求人が全額を支払ったとのことである。

損害賠償金を支払ったことを受けて、竹中秀夫議員の議員辞職を勧告するものとした。なぜなら、竹中秀夫議員は、損害賠償請求裁判が確定した時点で、「自らが律する」すなわち議員辞職を行うと考え、今日まで待っていたからである。それが叶わない以上、議員提案をもって「勧告するしか手段がない」と考えたからである。

以下、竹中議員が辞職に相当するとの考えを示すものである。

株式会社竹秀建設は、同事件では補助参加人（以下、竹秀建設という）として裁判に関わっている。竹秀建設は、大阪高裁における審理の中で以下の主張を行っているのである。一部を抜粋し、竹中秀夫議員にかかわる部分を申し上げる。

1つは、当時の社長の夫であった竹中秀夫は「S社の社長であったIから電話を受け、建設業の湖東地区の組合である彦根市の建設協会の会合に出席したが、その際、竹中秀夫はIから、業者の付き合いとしては仲良くしようと提案されたことはあるが……云々」と主張。

また1つは、2回目の会合にはA工務店の社長から緊急な会議があるとして要請されて竹中秀夫が出席し、5分程度で退席した」との主張のくだりがある。竹中秀夫議員は、株式会社竹秀建設の直接の経営者でないということから、法律上の兼職（業禁止）規定に該当しないとして在職しているのである。上記の主張は、竹秀建設自らが行ったことで重要である。なぜなら、同社の経営陣でもない竹中秀夫議員は、なぜ建設協会の会合に出席したのか、当時は社長職の人物がいたにもかかわらず、社長で

もない竹中秀夫議員がなぜ緊急な会合に呼び出されたのか。これらを勘案すると、談合業者間では、竹中秀夫議員を竹秀建設の重要な経営者の一員であるとの認識を持っていたと推察できる。と同時に、竹中秀夫議員も竹秀建設の重要な立場であるとの自覚を有していたから、それらの呼び出しに応じたと考えるのが普通である。

私は、大津地裁での弁護士の「竹秀建設の実質経営者●●●は誰か」の証人尋問に「竹中秀夫氏である」と答えた。大阪高裁の判断では、(竹秀建設は)「竹中秀夫の町会議員という社会的立場からすると基本合意への関与はあり得ないなど」と主張するが、「竹中秀夫に上記の社会的地位があるとしても、そのことから本件談合に対する関与がないとは言いえない」と、竹秀建設の主張を採用できないとしている。

いずれにしても、竹秀建設は、これらをもって同事件の判決を認知し、損害金を支払ったものであり、竹中秀夫議員の関わりを見過ごすことはできない。

以上を申し上げ、竹中秀夫議員の辞職を当町議会として求めるに足ると考え、同決議する。以上であります。

**○議長(本田秀樹君)** これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、伊谷正昭君。

**○1番(伊谷正昭君)** 1番、伊谷正昭です。今ほどは提案者の辰己議員から辞職勧告決議の文書を読み上げていただきましたが、私は、竹中議員が竹秀建設の代表者はもう既に早くに辞職をされて、経営にはタッチをされてないというふうに聞いておりますし、また、あえてなぜこういう時期に、今も竹秀建設というのは実在をするわけですけど、今回、辞職勧告は竹中秀夫議員に対して、個人に対して勧告をされております。会社と個人との区別ができてないように思います。

そういうことから、質問は省かせていただきますけれども、先ほど賛成者として小杉和子議員・嶋中まさ子議員・外川善正議員・徳田文治議員が賛成者として同意をされております。この方々にお尋ねをさせていただきたいと思います。

この辞職勧告の法的な根拠は何であるかということと、その理由を述べていただきたい。それと、竹秀建設の商業登記簿謄本、会社の謄本ですね、こういう形の中で竹中議員が役員ならびに代表者として記載をされておるのかということをお尋ねをさせていただきたい。それと最後に、兼業禁止ということはどういうことかということ、4人の議員にそれぞれ答弁を求めるところであります。以上です。

**○議長(本田秀樹君)** 4人でよろしいですね。

**○15番（辰己 保君）** 最初のところは私ではないのですか。すべて4人ですか。  
はい、わかりました。

**○議長（本田秀樹君）** 2番、嶋中まさ子君、お願いいたします。

**○2番（嶋中まさ子君）** 2番、嶋中まさ子でございます。全協の時にも申し上げましたけれども、私も新人議員としてこの2年半、この議会に席を置かせていただきまして、竹中議員が町民の皆さんのために一生懸命ご尽力くださっていることを目の当たりにしてまいりました。

しかし、この談合事件につきましては、ずっと一町民の時から関心は持たせていただいております。この供述書等も何度か読ませていただく中で、この辰己議員がおっしゃる「実質経営者としての責任」もおありであるというふうに、私もそういうふう感じております。供述書をもとに判断させていただいて、署名をさせていただいた次第でございます。

法的責任はないということですが、実質経営者としての責任と、そしてまた議員としての道義的責任も含めて妥当ではないかということで、同意をさせていただいた次第でございます。以上でございます。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時52分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

嶋中議員に、あと2点残っておりますので答弁を求めます。2番、嶋中まさ子君。

**○2番（嶋中まさ子君）** 登記のところでは、法的責任も含めて明記されていらっしやらないということは存じ上げております。ただ、今回のことに関しまして、ずっと関わってくださった方からもお話を聞かせていただく中で、また、私もこういう状況で書類を見せていただく中で、責任を持って対応していかなければということで、今回、署名をさせていただいた次第でございまして、法的な責任は実際おありにならないということは自覚いたしております。以上です。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時52分

再開 午後1時53分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、嶋中まさ子君。

**○2番（嶋中まさ子君）** 嶋中でございます。たびたび申し訳ございません。

先ほども申しましたように、実質経営者という形で、私もそういうふう感じておりまして、具体的には本当に法的責任はないとおっしゃるということでわかるわけですが、やはり今の立場と経過の、住民が300人余が原告としてこういう損害賠償請求をされ、その中に一応、前社長という形でいらっしゃいますけれども、談合の事件には関わっていなかったとは言えないという供述書と判断しまして、兼業規定には今、法的には、今のところでは触れることはないと思うのですけれども、実質そういう責任は担っていらっしゃるのではないかと判断しております。以上です。

**○議長（本田秀樹君）** 順次発言をお願いいたします。5番、外川善正君。

**○5番（外川善正君）** 5番、外川善正です。この件につきましては、私も選挙に立つ時から、いろいろなところでいろいろな噂を聞いております。それは単なる噂でありまして、嘘か本当か、それは聞きながら、ずっと今日まで来たわけです。

そして、議員になって2年数か月経ったその中で、一連の事件の概要を逐一報告されてきました。その時に、今までのように人の噂を聞いて判断するのは絶対だめだと。自分の目で確認しなければいけないということで、私はいろいろな供述調書なり信頼できる方から聞きもし、そして実際その調書を見ました。

その中で、先ほど決議文の中にありました「実質経営者である」というような裁判所の書いた部分がありまして、本来、こういう公務の立場にいる人間が、ほかの職と兼務する。この「兼務」というところが一番難しいのではないかと思います。それは、この事業をやっているのが、自分に有利になるような状態に置かれるような事業についての兼務はやめてくださいと、そこが法的措置ではないか。今ずっと談合事件の報告を受けている中で、確かに竹秀建設さんのその中に「竹中秀夫」という社長のことは一言もなかったです。それは当然であります、違う方が社長なんですから。だから、竹秀建設さんとあとの4社と竹中議員とは何ら関係ない。ところが、裁判所の供述書の中で「それに値する」というような文言があれば、やはりそれは議員である者がそういう直接公共施設、ここでいうならば町役場の建設工事、そういうような事業を営んでいるところの実質経営者になってはいけません。そういうところから私は判断しまして、やはり議会のけじめとして談合事件が終わり、一定のお金は返還されました。それで終わりではない。やはり兼職という、やったということが残っていますので、



その点について私は辞職勧告に同意したわけです。以上です。

**○議長（本田秀樹君）** 6番、徳田文治君。

**○6番（徳田文治君）** 先ほど全員協議会がありまして、その場でも私見で意見を述べさせていただきます。

ちょっと余談になりますが、ちょうど私の父、徳田ヒサオが昭和47年から4年間、議員生活を4期させていただきました。その最終年度が昭和63年だと記憶しております。その時に、竹中秀夫議員と辰己議員が入ってこられたと存じ上げているところです。そして、議員仲間として粉骨砕身頑張っておられた。そのことも父からよく聞いておりましたし、私もそういう場所にもいろいろ行って、よく頑張っておられたということは認識をしております。

しかしながら、私が議員となって今3年目を迎えますが、この浦部さんほか原告団300余人が損害賠償請求を大津地裁に提訴されたと。このことは皆さんもご存じで、そしてマスコミ誌、いろいろな報道をされていることは皆さんもよくご存じだと思います。

そういった中において、本年去る4月28日において、1業者を除くすべての被請求人が全額を返還されたと。これも行政からの色々な書面なりで皆さんもよくご存じかと思えます。

しかしながら、大津地裁の判断、これを不服として大阪高裁に上告をされています。供述調書を私も今年の3月ぐらいから何度か熟読をさせていただきました。そういった中において大阪高裁の判断は、大津地裁の判断に準ずると、こういうこともございました。「竹中秀夫議員に社会的地位があるとしても、そのことから本件談合に対する関与がないとは言い得ない」、これは法律的な用語の言い回しであって、実態はどうであったか、こういった総合的な判断を私なりにさせていただき、議員仲間としては本当に頑張っておられるということはよく存じ上げていますが、今回、辞職勧告決議案に賛成者として署名をさせていただきました次第です。意を尽くせませんが、以上でございます。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時00分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、徳田文治君。

**○6 番（徳田文治君）** 兼職・兼業の禁止規定、こういったことを私はいろいろインターネットなどで見ました。勉強もしました。実態はどうであったかと、実質の経営者は、今は登記簿上、役員として、また監査役も入ると思うのですが、それには登記簿上されてないと認識はしておりますが、実質上の経営者と判断せざるを得ないというのは、こういったいろいろな判断、高裁の判断、地裁の判断、これが関与し、認知をして損害金を返還されたと、こういうことだと思っております。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 0 2 分

再開 午後 2 時 0 4 分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番、徳田文治君、先ほどの 2 点について、再度答弁を求めます。

**○6 番（徳田文治君）** 実質上は、登記簿上は記載はされてないのですが、実質上、実態は関与されているということで、兼業・兼職の規定に抵触すると、このように私は認識をしております。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 0 6 分

再開 午後 2 時 0 7 分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

10 番、小杉和子君。

**○10 番（小杉和子君）** 10 番、小杉和子です。賛成者としてですけれども、私は愛荘町の談合事件に関する裁判の傍聴に 3～4 回、大津地裁へ行き、一部始終の話し合いを勉強させていただきました。そして、書面の中に竹中議員の供述書、実印の押してあるものを、コピーですが、持っております。そして、その他の書類もいろいろ持っておりますが、賛成者になった訳は、町民の皆さん 300 余名の方々が個人的に出されております裁判に対して、私たちはその中には入っておりません。けれども、そういう町民さんを見捨て町会議員が黙っているということは、いけないのと違うかなと意うこともございます。

そして、竹中議員さんには何も疑惑は持っていませんけれども、この供述書を読む限りにおきまして、竹秀建設と竹中議員の間というものは、大阪地裁によりまして、竹

秀建設の実質経営者は誰かということで、証人喚問の時に、竹中秀夫氏であると答えられております。大阪地裁の判断では、竹秀建設は、竹中秀夫の町会議員という社会的地位・立場からとすると、基本合意への関与があり得ないなどと言われております。そういうことからおいて、やはりすっきりとすることはすっきりしてやっていかなくては、これからの議会改革もできていかないのではないかなということの思い、これを出させていただきます。

兼職・兼業ですが、愛荘町の談合事件のあと、議員をしておられる今までの間、結審がつくまでの間に、愛荘町の公共事業を受け取っておられると思います。そういう観点におきまして、兼職・兼業のそれがどういうところでどうなっているかということ、あまりわかりませんが、兼職ということは、一人の人間ですので、それが2つの職を持つということは、町会議員とか県会議員とか、いろいろな議員さんの中にいろいろな地位を持ちます。それによって自分の言いなりになるというようなことがあってはならないということで、私はこれに賛成させていただくことになりましたので、よろしく願いいたします。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時12分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、小杉和子君。

**○10番（小杉和子君）** 兼職禁止、大津地裁の方でも、準備書面の中にもありますが、いろいろなやり取りの中もあります。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時19分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、小杉和子君。

**○10番（小杉和子君）** 小杉和子です。議長から言われましたけども、私は、大津地裁とか大阪高裁の判決分を読ませていただいて、賛同することに決めました。それだけでもよいのと違いますか。

**○議長（本田秀樹君）** 止めます。私が質問しているのではないのですよ。伊谷議員

が質問していることに対しての答弁をお願いしますと言っているのです。私が質問しているのではないのですよ。そこら辺は考えてもらわないと、おかしいと思います。

**○10番（小杉和子君）** 私は大津地裁と大阪高裁の原文を見て、それで賛同するにあたった問題ですので、それでご承知願いたいと思います。

**○議長（本田秀樹君）** 小杉議員に言っておきます。誰も賛同の説明を聞いているわけではないのです。先ほど嶋中議員・外川議員・徳田議員が3点の答弁をされているわけです、伊谷議員の質問に対して。1点目には、法的根拠の理由は何ですかと。2点目には、会社の登記簿謄本、会社の記載は何ですかと。3点目に、兼業禁止とはどういうことですかという、伊谷議員からの質問を4人の方にされているわけです。その答弁がないので、私は答弁をお願いしますと言っているだけであって、それを大阪高裁、「地裁」ではありませんよ、先ほどから「地裁、地裁」と言われていますけども、大阪高裁です。高裁の供述書調書と言われても、私は納得しません。その3点の答弁さえいただければ、それで結構です。その3点についての答弁をお願いしたいと思います。

**○10番（小杉和子君）** 兼業禁止の問題ですけども、何条というのはわかりかねます。「わかりかねます」と言うと怒られますけども、一議員でありながら、自分の権限を持って物事をするということはだめであるということを条文であげられているのだと思います。そこまでしかわかりませんので。談合されたということがいろいろな地裁や高裁で判断されてきたのだと思いますので、それに従って私たちはそういうものを出そうということになったのですので、よろしくをお願いします。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時24分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

再度答弁を求めます。10番、小杉和子君。

**○10番（小杉和子君）** 登記簿に載っているか、載っていないか、それは私はわかりません。それから、法的根拠は、議会でもあげられているようなことに対して、私は法的根拠があるのではないかなということは思っております。裁判所関係がそういうことを言っているということは、れっきとした法的根拠ではないかなと思います。それでよろしいですか。

- 議長（本田秀樹君） 1番、伊谷正昭君。
- 1番（伊谷正昭君） 登記簿に載っているか、載っていないか、あまりご理解ないようですので、それでいいのですが、先ほどの答弁の中で、竹秀建設の実質経営者は竹中秀夫氏だと、こういうお話があったんですけど、小杉議員にお尋ねします。誰が言っておられるのですか。
- 議長（本田秀樹君） 10番、小杉和子君。
- 10番（小杉和子君） ここは裁判所でも何でもないと思いますけども、供述書の中にあったと思います。
- 15番（辰己 保君） それはないんや。私が言っているんや。
- 10番（小杉和子君） ごめん。竹秀建設は、竹中秀夫さんということと言われたのは、辰己さんが言われたことだと思います。
- 議長（本田秀樹君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。11番、吉岡 兎ミ子君。
- 11番（吉岡 兎ミ子君） 11番、吉岡でございます。ただいま辰己議員から出されましたこの案件につきまして、私なりの見解を申し述べたいと思います。
- この入札妨害事件につきましては、平成23年3月の大津地裁ならびに大阪高裁により損害賠償請求が認められ、既に5社が弁済金の支払いも完了され、それなりの罰も受けられたと認識しております。本日提出された竹中議員への愛荘町議会による辞職勧告決議ということでございますが、結論的に申し上げますと、大阪高裁の判断などにより竹中議員の判断はあり得ないとしており、愛荘町議会としては大阪高裁の判断を尊重するのが筋ではないかと私は思います。
- なぜならばと言いますと、この辞職勧告を仮に愛荘町議会が決議するというのは、大津地裁ならびに大阪高裁の判断を根底から覆すことになると思います。本日提出されました6議員により、竹中議員への辞職勧告の内容については、決して無視をするものではなく、一定の理解もできますが、辞職勧告の要旨中にもありますが、竹中建設の重要な経営者の一員であるとの認識を持っていたと推察できるという文言がありましたけど、このことは人権問題にかかわる重要な問題だけに、疑わしきは罰せずという法律の大原則に照らしても、推察の段階で竹中議員に辞職を求めることはできるものではないと思います。
- さらに付け加えたいのは、この議案の提出者である辰己議員さんは、一定の流れは

熟知されていると思いますが、ほかの賛同者の皆さんが竹中議員への辞職勧告を行うについて、この事件の詳細がわかる核心的な部分、今、伊谷議員が皆さんにお尋ねされましたけれども、私はこの核心的な部分を徹底して理解されたうえで賛成されたものか、賛成者に名前を連ねるといことは、軽はずみな考えで並べられたものではないに、やはりいろいろな問題を熟知されたうえで賛成されたと私は思っております。

そうしたうえで、今、私がお尋ねします、そういう部分での、理解されたうえで賛成されたものか、そこを賛成者の方から確固たる理由をお聞きしたいと思っております。やはり名前を連ねるといことは軽い気持ちではないといことは存じておりますので、そういう面から勘案しまして、瀧議員さんは流れを知っておられると思っておりますので、ほかの方に再度、核心的な部分をお聞かせ願いたいと思っております。

そして、私が申し上げんとするところは、議員としての1票の重みがどれほど重要なものであるかといことを十分に理解していただきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時32分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番、辰己君。

**○15番（辰己 保君）** 15番。提出者として、今の吉岡議員の質疑の中で、全体として答えなければならないという部分があります。というのは、大阪高裁の判断の引用がありました。それは、業者の談合、それに対して個人がかかわっているかどうかというところの主張がある。それに対しての大阪高裁の判断として言明しているのであって、それは個人が談合をしたかどうかは、それはあえて言えないといことを言っているのです。

それと議員の関わりを混同して議論をすると、話がややこしくなるわけです。あくまでもこれは、要するに供述調書等を勘案し、実質経営者は誰に当たるのかといことは、その供述調書から推察することが容易であるといことなんです。ですから、あえて「推察」という言葉を使っているし、大阪高裁があえてそれを引用したのは、大阪高裁でさえ談合問題について、談合にかかわった、かかわっていないと、そんなことは言えないといっているだけのことであって、だから推察という言葉が人権問題

として言うならば、その事案をどのようにとらえるかであって、それは個々の捉え方が出てくるでしょう。

だからこそ、じゃあ、議員のこの問題は重い。確かに重いですよ。1票が重いからこそ、しっかりとこうした問題に毅然と対応していかざるを得ない。しなければ、本当に議会改革は前へ進めない。そういう全体的な答弁をしておきます。

**○議長（本田秀樹君）** 4名の方に言うておきます。吉岡議員の質問は、「核心」、そして「理解をしたのか」という質問でしたので、それに対しての答弁を順次お願いしたいと思います。2番、嶋中まさ子君。

**○2番（嶋中まさ子君）** 2番、嶋中でございます。確かに法的な責任、実質ということを行いましたので、法律上での責任は問えないと私も思っております。

ただ、住民の方々がこういった訴訟を起こし、そして大津地裁での判決、また大阪高裁での棄却とかいう中で、今年度に、4月28日にこういったことが、3月25日の判決を私たちは議会の中でも聞かせていただいていたまいりました。この間の経過もいろいろ縷々聞かせていただいている中で、先ほどから申し上げておりますように、裁判所でのそういった談合に対する関与がないとは言えないというような供述書の中に記載されていることを勘案しますと、やはり私たちは公明正大な、町民に対して後ろめたさのない、また、議会の議員としまして道義的な責任をも含めて、こういったことに対して意見をとっていただく必要があるのではないかと判断いたしました次第でございます。以上です。

**○議長（本田秀樹君）** 5番、外川善正君。

**○5番（外川善正君）** 5番、外川善正です。一番最初に私がなぜ賛成したかという中に、今、吉岡議員さんからの質問は入っているはずなんです。

先ほど私が言いましたのは、人の話を聞いてするのはいかんと。だから、自分の目で見て、きっちり裁判所の供述調書、それらをすべて読んで判断しましたと。その中に議員辞職の話があったから、私はしたと。10何期もやってこられた方です。いろいろな方がおられます。違う方から見たら、本当に人望のある方だと思います。私も、ここ2年半ほど一緒に行動させていただいていますが、その間はやはり一生懸命やっておられます。そういう方をなぜ辞職勧告まで賛成するかと言ったら、普通だったらできないはずですよ。けれども、その中身を読んで、やはりひとつのけじめはけじめだということで賛成をしているのです。物事が終わったらすべてが終わりではないので

す。やはり、悪いことは悪いということをやはり認めていただいて、そしてまたお互いに新しい愛荘町に向けて一緒に歩いていきたい。残った者で。そういうようなことが大切ではないかと私は思うのです。以上です。

**○議長（本田秀樹君）** 6番、徳田文治君。

**○6番（徳田文治君）** 6番、徳田文治。私は、吉岡議員の質問に対して、先ほども縷々述べさせていただいたところであります。やはり300余名という原告団の方が勇気を持って訴訟を起こされました。そして、最後、大阪高裁に上告されて、それが棄却になって、大阪高裁の判断、供述調書、いろいろ読ませていただきました。やはり大阪高裁の判断は、実質は兼業・兼職規定に抵触とは、判決理由には書いてないと思うのですが、「関与がないとは言えない」と、そういった判決の主文を読ませていただいて、そして、この4月28日において全額返還をされた。こういったことを見ても、やはり実質的に、実態的に兼職・兼業規定に抵触をされているなど、こういうことで私は署名をさせていただきました。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時40分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、小杉和子君。

**○10番（小杉和子君）** 吉岡議員の質問にお答えいたします。

吉岡議員も大津地裁・大阪高裁の判決分をお読みですか。それが聞きたいです。私たちはそれをもとにして、こうして辞職勧告決議を出させていただいております。300余人の町民さんが一生懸命、勇気を持って談合問題に取り組んでくださいました。そして、先ほども言いましたが、大津地裁・大阪高裁での判決が言い渡され、そして、いろいろな問題点も浮上してまいりました。そして、愛荘町から出されておりました訴訟に対して、その責任、責任と言うよりも、責任を持って、お金の方は計算していただきました。けれども、そこに関わっておられる竹中議員の議員としてのけじめをどこでつけていただけるのかなということは、私たちも思っておりました。「私たち」と言うとかんと言われますので、私は思っておりました。

そして、一人ひとりの付き合いはそれでもいいのですが、住民さんというものが、秦荘の場合はものすごく根強い住民感情がありますので、私はそういう住民さんたち



と一緒に行動がしていきたいなど、これからも思っております。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時43分

再開 午後2時40分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、吉岡ふみ子君。

**○11番（吉岡ふみ子君）** 11番、吉岡です。先ほど外川議員さんがおっしゃっていただきましたけど、先ほど私も述べましたけども、伊谷議員さんと重複するという点もあるということ述べましたので、ひとつその点を承知しておきます。

今の小杉議員さんがおっしゃいました、大阪高裁のものとか読まれたかというのは、私、一度だけ読ませていただきました。それで、今ここに私が先ほど述べさせていただきました中にも言わせていただいております。提出されました竹中議員の辞職勧告の内容については、決して無視するものではなく、一定の理解もできますという文言を入れさせていただきました。以上です。

**○議長（本田秀樹君）** ほかに質疑はありませんか。4番、高橋正夫君。

**○4番（高橋正夫君）** 4番、高橋です。皆さんのお話を聞かせてもらっていると、法的根拠は高裁の供述書が法的であろうというような発言・考え方を示されておりますし、それと登記簿謄本に、これは全く名前が記載されてない。それを皆さんも言われました。

そういったことであって、議員必携にもありますように、議員を選んだのは町民さんですね。こういう判断は町民がするのではないのでしょうか。私はそういうふうに思いました。議会の議決で直ちに失職させるのは妥当でなく、これまでどおり勧告にとどめるべきだというふうな文言が議員必携にも書いております。

そういったことで、法的な根拠がはっきりしてない、また、記載もされてない、兼職もどうなっているかわからない。そういった状況でこんなものを出すのは、私、いさかちょっと早とちりと言うか、議会で決議するものではないというふうな判断をいたしますので、直ちにこれ取り下げしてもらえないのでしょうか。提出者、どうですか。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時46分

再開 午後2時47分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、西澤久仁雄君。

**○9番（西澤久仁雄君）** 9番、西澤久仁雄です。私も今、議員必携を眺めて質問しようかなと思っていたところを、高橋議員がおっしゃいましたので、それに関連することを皆さんに、提出者ならびに6名の方になるのですが、お聞きいたします。

まず、今、高橋議員がおっしゃいました議員必携 442 ページ・443 ページ、「提言3」というところに「議員の辞職勧告については、議員を選んだのは議会ではなく有権者である」と先ほど説明された文言でございます。

それで、提出されました6名の方に、議員必携も読まれたうえでの判断であるかどうかということをお聞きしたい。

続きまして、愛荘町議会にこの辞職勧告を提出するならば、しこりが残ると私は思いますが、16人一体となって町発展のために頑張らないとあかんの、こういうことを今出して、議員が一丸となってやれるのかどうか。そういう点をお聞きしたいです。

余談になりますが、先日も甲良町の議員さんにもお聞きしました。甲良町の議員さん、2分されておられますので、北川町長は議会の皆さんにお願いをされたそうです。「議員の皆さん、もう少し冷静になって議会を運営していただきたい」というようなお言葉があったと、新聞にも報じられておりましたので、この辞職勧告決議案は、果たして妥当かどうか。私も逆の立場で、初めはいろいろなことを考えて勉強もさせてもらって、そして、いろいろなことを考えさせてもらいました。けど、これは議会内でうまくやっていかないといかんの、こういうことが果たしていいのだろうかということの原点です。

それで、先ほど言いましたように、6名の方にこの2点をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお聞きいたします。

**○議長（本田秀樹君）** 15番、辰己 保君。

**○15番（辰己 保君）** 15番、辰己 保です。提出者としてお答えします。6名の議員全員答えるべきかどうかは、あえて私の答弁から判断をしていただければいい。

当然、こうした辞職勧告決議というのは非常に重たい話であります。だからといって躊躇をしていけばいいのかと言えば、議会はどういう権限が逆にあるのかということになってくると思います。行政の執行状況や職員だけを厳しく責め立てればいいの

か。責めるには、自ら律するという当たり前の責任が背中にあるわけです。その背中の方を問題にすれば、16人一丸となってやっていけるのかどうか。そんな問題を問いかけたら、議会は自作行為になってしまう。よくないものはよくない。だれがどう言おうと。そうしたことが今日まで議会の中も、また行政の理解もなし、毅然としてない部分、行政がひょっとしたら、職員が、たるみが、ゆるみが、来ているのかもわからない。議会がしっかりと毅然としていれば、職員は質していけるし、それはそう条関係、二輪車のごとくです。

それがわが身の方は、こんなことでいいのかと、そんなことを堂々と言っているようでは、本当によい議会をつくり上げることはできない。よい議会をつくり上げることによって、愛荘町のまつりごとをしっかりと前進させることができる。当然であります。

しこりが残るとするのは、何をもってしこりを残すのか。是々非々でしっかりと対応することがしこりをなくしていくこと。愛荘町議会をよくしようというふうに一丸となれば、何らしこりが残ることはない。しこりが残るということは、曖昧にすることである。そうすれば、結果としては行政のチェックも曖昧になっていく。我々もそういう毅然とした態度をとることが、行政のチェックをしっかりとしていくことにつながっていく。当然しこりはないということに通じる。このように答弁をしておきます。

**○議長（本田秀樹君）** 西澤議員、全員に？

**○9番（西澤久仁雄君）** 全員に。

**○議長（本田秀樹君）** わかりました。2番、嶋中まさ子君。

**○2番（嶋中まさ子君）** 2番、嶋中でございます。先ほども申し上げましたとおり、やはり実質的に関与していないという決定的な文言が裁判所からあったわけではありませんし、やはりこの間、十分、建設当時から重鎮で、建設のことに関わってこられ、そして3年前は奥さんも社長は退かれたと先ほどおっしゃっておられましたけれども、そういった中で、今年そういう判決を受けての損害賠償責任を果たしておられるということ自体が、私がこういったことと同義的責任も含めたこと責任は問われるのではないかと判断しているわけでございます。

逆にちょっとお尋ねしたいのですけれども、先ほど吉岡議員が一定の理解をしてくださるということでしたが、それはどういう意味でしょうか。もう一度お聞

かせいたきたいと思います。

**○議長（本田秀樹君）** 暫時休憩します。

休憩 午後2時53分

再開 午後2時54分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、嶋中まさ子君。

**○2番（嶋中まさ子君）** 議員必携は読ませていただきました。辞職決議ではありませんので、勧告ということでございますので、本人があとは、議会の議決での判断に委ねるわけですけれども、しこりが残るかどうかというのは、当初はきっと2分されるような状況になるであろうということは十分考えておりますが、未来に向けてと言いますか、将来の議会活動・議会改革に向けては、私は一定成果を得られるだろうと確信して署名いたしました。以上でございます。

**○議長（本田秀樹君）** 5番、外川善正君。

**○5番（外川善正君）** 5番、外川善正です。ちょっと視点を変えてお答えします。

1点目の「辞職勧告は住民がするものではないか」という質問だったと思います。今のこの現状の議会の振り返りますと、こういうようなことがどのような形で住民の方に伝わっているかということ一度考えていただきたい。1つは、全協で話したことを外へ漏らしてはだめという話があるでしょう。各常任委員会で起こったことも、一応、言葉は適切かどうかわからないですが、秘密会というような位置づけで今、愛荘町議会は進んでいると思います。

そういう状況の中で、住民の方が的確にこの内容を、我々でさえ的確な本当のところわからない状態が、住民の方々が本当につかんで辞職しないさいよ、それはしなくてもいいですよというようなことが、今の現状の中でできるのかなというふうには感じます。

そうした状況の中において、やはり住民の方々のためになっていないかもわからないが、それに近いような形であれば、議員がやっていかないとだめではないかなというふうに感じております。

2点目です。議員間の連携という話ですが、確かにこういうようなことが起こればぎくしゃくします。それは先ほどの答えの中でも言いました。長年やっておられる方をこんな形でするのは、でも、それは1つの目的があるはずで、住民の方がいかに

安定した、いい暮らしができるのかという、そういうようなベースをつくるために一丸となって議員が連携していったら、そこにぎくしゃくするようなものは私は発生しないと思います。やはり、先ほどから話が出ていますように、ベースは住民です。だから、住民の方が判断されればいいのですが、そういうことができるようなシステムをとって行って、開かれた議会をつくっていくのも1つではないかなと思います。以上です。

**○議長（本田秀樹君）** 6番、徳田文治君。

**○6番（徳田文治君）** 6番、徳田文治です。まず、第1点目の質問にお答えをさせていただきます。議員必携を読まれたのかということでございますが、議員必携は読ませていただきました。あとは、ご本人さんが判断をされることだと認識をしております。

そして、2点目の答弁でございますが、やはりよいことはよい、悪いことは悪い、私らは住民さんの1票・1票、この重みをいただいて議会に議員として、議場に議員として務めさせていただいております。やはり1票・1票の重み、まして今の重大な問題でございます。住民さんのそういった、私たちの議員活動、こういうものがあまり住民さんに見えてこない、こういうことも聞いているところでございます。そういった中においていろいろしこりは残るかなとは思いますが、やはり新たな愛荘町に向けてみんなが頑張っていけたらなと、このような気持ちでおります。以上でございます。

**○議長（本田秀樹君）** 10番、小杉和子君。

**○10番（小杉和子君）** 小杉和子です。1番の質問に答えさせていただきます。旧の議員必携は読ませていただきました。今、議員必携をまたもう1回見直しています。けど、この頃は頭の中に入るのが遅いので、ご容赦願いたいと思います。

2番目の問題、やはりよいことはよい、悪いことは悪い、住民さんの1票は本当に重い1票であります。議員としてどうかどうしていかが見えている住民さんも、見ていただいている住民さんもおいでになります。1つひとつ、その議員さんの取りえというものを見ていただいていると思いますので、そういうことにみんなが見てくれると思います。けれども、闇雲の中に入っているようなこと、「議会のことはちょっと出てこんのではないか」と、よく言われます。けれども、「出していいことと悪いことがあるさかい」ということで、私らもあまり住民さんともしゃべってお

りません。けど、どこからか漏れてきて「こんなこと言うてはったで」という話も聞こえてくる時もあります。けれども、私たちは、正しいことは正しい、悪いことは悪いという判断をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（本田秀樹君）** 12番、瀧すみ江君。

**○12番（瀧すみ江君）** 12番、瀧すみ江です。2点の質問と思っておりますが、必携は、議員読みました。もう1つは、このようなものを出して、議会の議員全体の連携はどうなるのかということですが、結局、是々非々をしっかりとしっかりさせてこそ、真の議会改革に向かって懸命に頑張っていけるものと思っておりますので、それは必要なことだと考えております。

**○議長（本田秀樹君）** 9番、西澤久仁雄君。

**○9番（西澤久仁雄君）** 西澤久仁雄です。まず、外川議員の答弁がちょっとピントが狂っていたように思います。何も住民さんが辞職勧告をせよというような意味ではなくて、住民さんに議員は選ばれたのでということは議員必携に書いておるのです。それでその必携を読まれたかということで、何も住民さんに辞職勧告をせよというような意味のことではございませんので、あしからず。

そしてまた、辰己議員が声を大きくしてヤイヤイ言われましたけれど、皆さん、町民さんの代表で一人ひとり出ております。町民さんなくして我々議員はありません。そういう観点で、皆さん思いは一緒ですけど、やはりこういうことを、先ほど議長もおっしゃいましたけど、初めてだというので議会の中をくしゃくしゃくしゃくしゃすると。先ほど甲良町の例も言いました。名前をあげていいのかどうか知らないけれども、甲良町の西川議員にも電話してお聞きもしました。やはり、「議会の中では意識すると言っても意識せざるを得ないというのが本音です」という言葉もいただきましたので、これに関連して、そりゃあ、是々非々で、私らもまた言いたいことを言うほうだし、やっていく。今までもやってきましたし、これからもやっていくつもりですけど、果たしてこれが妥当な線なのかどうなのかというのに、私はちょっと疑念を持っています。それでそういうことを問うたわけでございます。

それで、いろいろな主観・考えがあります。そして、私はその裁判所とかいろいろな記録を読んだ覚えはございません。そういうことに関連しては質問もできません。けど、町民さんにそういうことを共産党あたりはまた出されると思いますけれど、「こうこうこういうわけでこうである」ということを議員みんなが知ったうえでやるのな

らまだしもだけど、ある一部の方が知っていて、それだけでやっていかれるというの  
も、またこれどうかなど。私らは逆に、全員協議会で「こうこうこういうものでござ  
います。皆さんどう思われますか」と言って提案していただきたい。そして議会を塩  
梅良く、丸くやっていただきたいというのが願望ですので、誰がどうだとか、彼がこ  
うだとかいう、個人名でそういうのはなるべく控えた方がいい。そういう意味で意見  
を出させていただきましたし、皆さんにも質問しましたのはそういうわけでございま  
す。よくおわかりいただきたいと思いますので。以上です。

**○議長（本田秀樹君）** 13番、森 隆一君。

**○13番（森 隆一君）** 13番、森。ちょっと一言二言、聞いておきたいこともあ  
りますので。議員は兼職の禁止ということがありますね。今さっきから問題になって  
いる。これは、すべての兼職を禁止ということにしたら、辰己さんだって板金屋をや  
っているわけです。本来は、そういうことではないと思うのです。

例えば町に対しての入札参加業者というか、そういう人たちは議会に許認可権があ  
るわけだから、自分が関わっていて、それを入札参加して、議会で工作して、こうい  
うことをしろということができればなら、そういうものを禁止したと、私はそう思っ  
ているのですが、それは違っているかわかりませんが、一応、兼職の禁止というのは、  
やはり議員をやりながら自分が入札に参加する業者であってはいけないということ  
だと思っております。

しかし、皆さんはどのような解釈をされているかわからないけども、そういう  
ことに対して的確ではなかったかなど。どちらが正しいか分かりませんが。

それで、裁判というのは竹秀建設が大阪高裁なり大津地裁がやっているわけだから、  
竹秀建設との間のことであって、竹中秀夫個人は議員であって、そういうことには特  
にあの人は精通した人ですから、たぶんそういうことに関わってないと私は思います。

しかし、世間の一般的な評価なり、あるいは疑念なりということは、竹秀は常に恐  
い。だから、旧の秦荘の人たちは「竹秀」という名前を聞いただけでもう遠慮してし  
まったり、敬遠してしまったりするようところがあつた。

しかし、彼は決してそんな人間ではない。もし、疑念があつたら追及していけば、  
彼は高いレベルで議論ができると思う。それをしたいので、陰で「竹秀はあかん。何  
はあかん」というようなことをもしやられたとしたら、これは大変、被害者は竹中秀  
夫になってくる可能性が十分あると思います。

だから私は、そういうことも含めてやっぱり区分けして、裁判は竹秀建設、先ほど全協で言ったように、昭和52年に企業として立ち上げて、株式会社にしたときはもうすべての役を退いていると。それはやはり先々先見でということもあったから退いたのかもわかりません。そういうことを十分熟知した中で、彼はいろいろな弁護士も知っていますので、それにも相談して十分やってきている。それなのに、今こういう議員辞職勧告を出されるということは、これは、確かに先ほどおっしゃったように是々非々で今後いけばいいですよ。しかし、じゃあ、議長選をしても、本当にそんな状態でいつてきましたか。来てない。今後も行かない、絶対に。そういう中で議会改革をどのように進めようとする、辰己さんが委員長で僕も副委員長で責任は感じるところはありますが、やはり、16人の議員が高い論戦をしながら、より良い解決策を見出すには、やはり議員の中が極端な派閥に分かれていたら、できない。はっきりそう思います。だから、そういうことに対して、誰でもいいですから、そういうことが本当に可能であるかどうか、教えてください。どちらでも結構です。

**○議長（本田秀樹君）** 15番、辰己 保君。

**○15番（辰己 保君）** 15番、辰己。森議員さんの質疑ですが、要訳してしまえば、こんな大事な問題を出して、竹中議員の真の評価を見誤ったら大変ではないかということではないかなというふうに思います。

確かに法律上、最初の部分にも書いてあるように、法律上は当然、代表者でもないし役員でもない、これは登記上ははっきりしていますよ。だから、私はこの文面の中にもそういうことに該当しないということで在職を継続されているのだということは、もうはっきり文言の中に書かせていただいているわけです。

しかし、供述調書を読めば、業者の誰もが実質経営者という認識を持っているということが、逆にそのことも推察できるわけです。だから、実質経営者という関わりでずっと付き合ってきたのだとしたら、兼業禁止に抵触し得るか、もしくはそれに近いというのか、要するに連帯的な、連座的な責任を有している、竹秀建設に対して。だから、そういう文言を抑えれば、十分に足るという言葉で結んでいるわけです。

ですから、談合に関与したとか、そういうことの議論ではなくて、議員としての対応がどうであったのかをしっかりと見極めていかなければならない。だから、竹中議員が貢献している部分と、議会での議会活動と、私的な行動と言いますか、そうしたものがどうであるかは、それは誰もわからない、知り得ない。しかも、その根拠



を示せと言っても、そんなものは示せない。だからこそ、こうしたしっかりとしたものについてやっているの、私は高い立場で皆さんが見ていただけるだろうし、本当にこれを契機にして、もっともっと我々が改心をしていく、律していくということを契機にしていく。当然そうあるべきだと思います。

だから、今までこんなことはないのだと、あつては困るわけです。しかし、あまりにもそうしたことが客観的事実として示されている以上、素通りはしていけないということを申し上げているのであって、そのことを理解してもらわなければ、いつまで経っても問答、ああだこうだと言ってるだけ。もし許されるのなら質疑を打ち切っていただいて、一定のそれぞれの考えがあるでしょう。個人的にどうかと言いながら政党を持ちだしたりしていること自体が、私はどうであるか。ここは地方政治です。しかも、住民さんに一番身近なところです。自分の口から言うのは申し訳ないですが、あまり政党にどうのこうのと言うのも、まつりごとの中においてあまりないように感じます。やはり住民さんにとってどうであるかは、常にその尺度であるわけですから、そうしたことを述べさせていただいて、森さんの答弁になっているかどうかはわかりませんが、私の考え、出した考え方も含めて披歴いたしました。

**○議長（本田秀樹君）** 森議員、よろしいですか、代表で。13番、森 隆一君。

**○13番（森 隆一君）** 13番、森。先ほどから議員必携の話もありますけれども、やはり人を裁くということは大変難しいことだと私は思っています。先だつての職員の時、町長のことにしても、実際はいろいろな声はあつたでしょう。やはり我々が町長を裁くなつてことは恐れ多くてできない。現実はどうだと思えます。

だから、議員が議員を裁く、その前に選挙というものであがっていき、有権者の方が一杯いるわけです。まずそこがポイントであつて、議員が議員を裁くのは、議員が自ら不祥事を起こしたとか何とかということが明らかならばそれでいいと思いますけれども、わかつたようなわからないような、あるいは、そうだろうというような判断の中で議員が議員を裁いてはいけません。やはりその前に自ら律するとおっしゃつたけれども、もし自分にやましい点があつたら、自ら律するだけの裁量を持ってもらえるのは議員だと思つていますし、あるいは、支持者の方に相談して、判断ができない時には相談して、どうしようという方向性を見出すのも1つの方法だと思えます。

だから、まとめになつてくるかも知れないけれども、実際こういう話では、これから先に採決をするならしても私はもういいと思うけど、しかし、執行部の方もいらつ

しやるけども、議員がもっと、必携を読んで勉強もいいですけど、人間としての勉強をしていただかないと、絶対これからも問題が生じると思います。執行部に対してもそうだけど、我々議員自らもやはり、何としても高いレベルの議員であって、残りの1年半なり2年を、あの議員の時はよかったなと、レベルが結構高かったなと思われるような議会活動を、今後、全議員にはっぱをかけておきたいけど、我々も続いていくということで、私としてはもう質問云々は言いませんが、そのような議会にしていきたいと思います。終わります。

**○議長（本田秀樹君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（本田秀樹君）** これで質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開を3時半からとさせていただきます。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時30分

〔竹中議員 復斥〕

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。竹中議員から発言を求められていますので、これを許可いたします。14番、竹中秀夫君。

**○14番（竹中秀夫君）** 14番、竹中です。今回の弁明の場をいただきまして、誠にありがとうございます。まずもって御礼を申し上げたいと思います。関連も含めまして、私から一言申し上げてまいりたいと、こういうように思っておりますので、その点もあわせてよろしく願いをいたしたいと思います。

まず、今回の私に対しましての辞職勧告決議でありますけれども、私に対し、辰己保護議員他から議員辞職勧告決議案が提出されましたが、法的名分もないのに議会が有権者に選ばれた特定の議員の進退問題を決議することは、憲法上も問題であって、当然受け入れ難いものであります。

さらに、過去における都道府県議会議員辞職勧告決議等は、いずれも贈収賄・公職選挙法違反等による逮捕ないし起訴あるいは有罪判決をその原因とするものであり、いずれも議員辞職の高度な相当性を必要とするものであります。しかるに、私は入札妨害罪で逮捕・起訴されたわけではなく、これら犯罪の嫌疑で取り調べを受けたものでもありません。

また、住民訴訟に関し出された平成22年7月1日付け大津地方裁判所判決、およ

び平成23年3月25日に出された大阪高等裁判所の判決においても、私が談合に参加したとか、談合を指導したなどの指摘は全くありません。確かに、竹秀建設株式会社は過去において私の妻 竹中仁美が代表取締役就任していましたが、これをもって私の議員としての責任追及・根拠とされることはあり得ないことであります。

決議提出者は、私が竹秀建設株式会社の実質上の経営者であるとの漠然とした思い込みで議員辞職提案をされたことに対し、憤りを感じる次第であります。安易な議員辞職勧告決議案の提出は、町民に選ばれた議員の根源的な職責を、議会の一部の議員の策略により末梢しようとする行為であり、民主主義の根本に対する重大な侵害行為であります。

よって、私に対する議員辞職勧告決議案が提出された場合は、速やかに否決されるよう、議員各位の理解のほどをよろしくお願いをいたしたいと思っております。

また、辞職勧告決議分の中で2点ばかりを述べたいと思っております。

まず1点は、「当時の社長の夫であった竹中秀夫は、S社の社長であったIから電話を受け、建設業の湖東地区の組合である彦根市の建設業界の会合に出席したが、その際、竹中秀夫はIから業者の付き合いとして仲良くしようとする提案されたことはあるが云々」と、こういう1点であります。私も、全協の中でも申し上げたかも知れませんが、昭和52年に竹中建設を妻と2人で立ち上げ、社会的な皆さん方の温かい周囲のご理解、ご協力等々があったならばこそ、今日の前身である竹中建設ができたと思っております。

そういった中で、当時から建設業界の皆さん方とも、議員でもなかったし、業界の関係、またそれに関する関連の企業とも、恐いというのは、これは自らが一生懸命頑張らなくてはならないというような気持ちでお付き合いを何十年と、今現在もさせてもらっております。これは人間と人間の付き合いでございます。

そういった中で、私は協会の、今でこそはっきり言わせていただきますけれども、株主でもあります。そういう中で建設会館の株主の会議等は、株主として、欠席・出席は自らが決めていくものであります。そういった中、たまたまこのIという方から「仲良く」と言われたことは確かにあります。しかし、その時に私は、仲良くも何も、竹秀建設は私のものでもないし、私はこういう公の立場における関係上、そのようなことを言われても、人間的なお付き合いはさせていただくと。企業的なお付き合いに関

しては、私は一切それには関わってまいりませんので、その点をあわせてご理解いただきたいと、その時にもはっきり申し上げました。

また、もう1点であります、「2回目の会合にはA工務店の社長から緊急な会議があるとして要請され、竹中秀夫が出席し、5分程度で退席した」というような文言が決議文の中に入っております。この点についての弁明をさせていただきたいと思えます。

今から思い起こせば、約7年以上になろうかと思えます。当時、郵政民営化化でこの選挙区の第2区の小西代議士が郵政民営化反対というようなことで、彦根の小西事務所の私は当時の副という役職を、町議会の関係で副という役職をさせていただいておりました。そういう関係で、その日も郵政でゴッタ返している最中でした。その時に車の道中で、確か豊郷を過ぎて安食辺りを走っている時に携帯電話が鳴りました。そうしたら、今言われる社長から、「ちょっとどうしても出会いたい」と、こういうことでありましたので、私は社長自らが一人だけだということを、自分の推測の中では何も協会へ行くのが私は皆さん方に遠慮もすることもなし、私は株主の一人としてそこへ、5分程度と言いますが、私の頭の記憶では3分もおったか、おらないか、その時に、もし何かあったら、もう少ししたら何人か見えるので、話だけでも聞いてやってもらえんやろうかということでは言われました。しかし、私はその時も毅然とした態度で、業界の関係には一切私はタッチしてないと、あわせてその点もくれぐれも、しかし、人間と人間は仲良くしていくということについては、私はそれだけは伝言としてあなたに伝えておくということで、3分程度で帰ったと、こういうことであります。

この決議文の内容を見ますと、こういうような地裁・高裁云々の中で、こういうところを確認する中で、竹中秀夫はこういう談合に結びつける、これそのものが私は、人間としてこのような大事な文書を出すからには、もう少し自信を持ったものを出していただきたい。

それから関連でございますけれども、提出者の辰己議員に申し上げます。これは質疑ではありません。あなたもよく覚えておると思いますが、平成4年、第2期選挙の時に、日本共産党として内部文書を、一般市民のところに配ってはならないと規約があるはずで。現在も、内部資料は。それを私の有権者のところに、投げ込みかお願いか知りませんが、行った。それが選挙中に発覚した。その時に私は、大阪の

大川弁護士という女性の弁護士に相談を、後援会の方々と寄せていただいて、辰己議員宅に内容証明書を出ささせていただきました。完全な選挙妨害、中身はいろいろ書いてあったわけです。

その時に、辰己議員はこの地域では私は当時のことを思い浮かべると、湖東地域だと思います。そこの責任者なり辰己議員本人も私の家へ6人からが見えて、1つこれは取り下げていただきたいと。今現在もその資料を持っているし、そのようなことをやるような党でありますよ。

そして、これはそれで収めておき、2年前の議長をもって小杉副議長との連携の中で、議会運営委員会ならびにいろいろな訪問等々が協議をするたびに問題等々が発覚し、問題ということは、中身についての当時の副議長である小杉副議長が、執行部の目の前においてでも、言葉で言ったら「スカタン」みたいなことを絶えずやってきた。そういう中で昨年6月3日に私が当時の手帳の記録も持っておりますけれども、議長のあなたと副議長の小杉議員が私との3人の話の中で、議員の相談室でした。そこであなたが言った言葉は、その時のままの記録を、当時も9月にも言った。小杉議員は、「9月になったら辞職させてもらうから、何とか9月まで辛抱をしてくれ」と。その時に辰己議長も、「何とかそれで、小杉議員に理解をしながら頑張らせるので、その時点まで頑張らせてやってもらいたい」と、こういうことが会議がありました、3人で。提出者のあなたは、自らの行いそのものは、議長職を去ったらこのようなモラル云々、議長の時は「頼む、何とか」と。

それから執行部に対しても、議長である辰己議員は当時、2回・3回の落ち度、町長のやり方そのものに、あまりにも腹立ちがある。今度、町長が、執行部に失態があったら、不信任決議は、そのぐらいの気持ちを持って臨んでいくと。それもはっきりと議運の中でも言ったのですよ。それから失態が、職員にしろ何にしろ、ありましたやろ。その時、今現在の議長が、議長経験者3人を、森議員・辰己議員・私と、どうしても一度話を聞いてほしいことがあるという場面もありましたね。そういうような今日までのいろいろな経緯の中でも、私は何とか丸く収まるものであればということの提案もさせていただきながら、あなたもしましたよ。

そういうような今日までのいろいろな当局の経緯が、今日まで、議長・副議長の時にあるのですよ。初めてこの議場で、議事録に残したいために私は、私に対する決議だから、私も弁明の中で関連として言わせてもらっているのですよ。

そういったような中で、このような決議文を提出されるということについては、私は憤りを感じております。私が先ほど申し上げますように、また自らが悪いこと、また住民の皆様にご迷惑をかけてきた等々があれば、私は私なりの、これだけの気性を持つ人間でありますので、私は自らが今日まで辞表を議長のところへ提出をするぐらいの議員をやっているという精神で今日まで進んできております。

そういうようなことを思いながら、縷々申し上げてまいりましたが、議員各位の皆様のご理解と、また等々をいただきますことを切にお願いをいたしまして、私の弁明とさせていただきます。

**○議長（本田秀樹君）** それでは、竹中議員に再度退席を願いたいと思います。

〔竹中議員 退席〕

**○議長（本田秀樹君）** これより討論に入ります。討論はありませんか。11番、吉岡 弘子君。

**○11番（吉岡 弘子君）** 11番、吉岡でございます。反対討論を行います。辞職勧告決議についての反対討論を行います。

平成18年12月に摘発された競争入札妨害事件は、平成22年7月1日、大津地裁で判決され、上告したものの、平成23年3月25日に大阪高裁、「大津地裁の判決を支持する」と判決され、確定しており、損害賠償請求は平成24年4月28日に一部業者を除いて全額支払い済みであり、この事件は既に終わっております。

また、株式会社竹秀建設は会社法人であり、竹中秀夫議員は個人であります。会社法人の登記簿謄本にも、竹中秀夫氏の記載はされておらず、地方自治法92条の2、「兼業の禁止」に該当しておりません。本文中にも「推察できる」と記載されていますが、推察とは、「事情や心の中を『こうであろう』と想像したり察したりすること」であり、確実なことでもありません。法的な根拠もなく、これは個人的攻撃、個人のプライバシー侵害となります。

よって、辞職勧告決議に対して反対討論といたします。

**○議長（本田秀樹君）** ほかに討論はありませんか。12番、瀧すみ江君。

**○12番（瀧すみ江君）** 12番、瀧すみ江。賛成討論を行います。議提第6号 辞職勧告に対して、賛成を表明いたします。

私は、決議文・趣旨分を全面的に支持するものです。趣旨文中の「竹中秀夫議員が辞職に相当する」という考えにおいては、大阪高裁の判決また供述調書に基づいて、

竹中議員が実質経営者に値するということが冷静に判断されています。このようなことから、竹秀建設が大阪高裁の判決を認め、損害賠償金を支払ったことから見れば、談合の事実を認めたことは明らかであり、竹中議員の道義的責任は問われるものです。

以上のことから、竹中秀夫議員は町民の信託を受けた議員として、竹秀建設が談合を認めた時点で自ら議員の職を辞すべきですが、それがないことから、議会として辞職勧告を行うべきということを訴えまして、賛成討論といたします。

**○議長（本田秀樹君）** これで討論を終わります。

これより、議提第6号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（本田秀樹君）** 可否同数です。議長権限により表決いたします。議提第6号議員辞書勧告決議は、否決といたします。

暫時休憩いたします。竹中議員の復斥を求めます。

[竹中議員 復斥]

休憩 午後3時53分

再開 午後3時54分

**○議長（本田秀樹君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎閉会の宣告

**○議長（本田秀樹君）** これで本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。これをもって、平成24年第3回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後3時55分

上記会議の次第は事務局長 徳田幸子の記載したもので、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日 議 会 議 長

平成 年 月 日 議 会 議 員 5 番

平成 年 月 日 議 会 議 員 6 番